

第1回・第2回の意見等の方向性

1 適正規模を考える視点

(1) 教育環境

教育活動・効果

小規模校では、先生と子どもたちの距離が近く、温かみのある教育がおこなわれている。

学校と地域が努力してきめ細かな教育をつづけても、子どもが減っていく。

学ぶ子どもたちの権利として、機会均等を実現し格差をなくしていく。

先生と子どもたちが、互いに顔がわかるくらいの規模が良い。

小さすぎず大きすぎず、真ん中くらいの規模が良い。

ある程度人数がいて、その中で互いに揉まれていく方が良い。

小学校から高校までは、次第に、別の同年代・先輩後輩などタテヨコに人間関係が広がる方が良い。

部活でも、高校・大学、社会人へと将来に広がる活動を選べるようにしたい。

学級の人数

学校配置では、学校規模を学級数であらわしているが、少人数学級化など学級編制の方法によって、学級数が変わり、学校規模の判断が変わってくる。

学級編制は、国の基準（標準法：1学級40人）で定められ、新潟県が実施する。（標準法）

新潟市は法による権限がないため、学級編制を実施できない。

新潟県は独自の判断で少人数学級を実施する権限を持っている。（標準法）

法による権限がない新潟市は、単独では少人数学級を実施できない。

新潟市内の教職員（県費負担教職員）配置数は、新潟県の学級編制基準により新潟県が決定する。

新潟市単独で教職員を追加配置することは、財政上できない。

（資料4 学級編制について）

学級人数による費用対効果のような比較はできないか。

現行の国の制度では学級人数に格差があり、人数の考え方をどこかに盛り込んでいきたい。

学校の規模

小学校と中学校の適正規模は、分けて考えて良い。

適正規模は、小中学校ともに、教育、生徒指導、部活、クラス替えなどで12学級以上が良い。

24学級は、中学校では、教員と子どもたちの顔がわからなくなる。

24学級は、中学校では、1学年8学級(320人)になり大きすぎる。

(2) 指導体制

学校の運営・教員配置

小規模の学校では、教員の仕事がたいへん多い。

小規模中学校で非常勤講師が配置されると、学校全体で動くときはよくない。部活の種類が少ないために、参加しない子どもがいて問題である。

教職員の配置や教育上から、12学級以上が良い。

中学校では、12学級以上で技能教科の教員がそろろう。

18学級くらいに留めた方が、問題行動の予防からも良い。

24学級の学校は、教職員がたいへん多く、学校運営がたいへん。

18学級と24学級では、どんな差があるのか。

(* 12学級・18学級がよい理由)

その他

学校運営の適正規模(適正概念:教育効果や運営しやすさの限界範囲)と、法的な適正規模(適正概念と財政的な制約にもとづく実現可能な範囲)では意味合いに違いがある。

児童生徒数や教職員数のほかに、学校規模それぞれに建物・校舎の管理上の制約がある。

学校は、地域のシンボルである。

「適正規模」の方向性（素案）

小規模校では、きめ細かな温かい教育が魅力であるが、教員が多忙であり、学校行事や部活、校舎管理などで小規模校としての困難がある。

大規模校では、先生と子どもたちの顔がわからなくなるほか、教職員数が多すぎ、学校運営に困難がある。

小学校から高校・大学・社会人へと、しだいに人間関係が、同じ年代・先輩後輩などさまざまな広がりを得られるようにしたい。

小さすぎず、大きすぎず、先生と子どもたちが互いに顔がわかるくらいの規模の学校で、教育の機会均等を図りたい。

学校の規模は学級数で表すが、教育効果では学級の人数も大きな要素となる。

しかし学級編制は、教員配置数とともに新潟県の権限である。

新潟市が単独で少人数学級を実施することは、教員配置や教室の建設などの財政負担があり困難である。

したがって、本審議会では、学級編制については現行制度によることとする。

小中学校ともに、教育上、教員配置、生徒指導、部活、学級編制替えなどから、12学級以上が良い。

18学級程度が、問題行動の予防からも学校規模の上限として良い。

24学級は、教職員が多すぎる。

24学級は、中学校では教員と子どもたちの顔がわからなくなる。

適正規模の範囲

小学校	12学級以上	学級以下	(1学年2～学級)
中学校	12学級以上	学級以下	(1学年4～学級)

2 学校再編を考える視点

(1) 適正規模化を図る範囲と優先順位

「適正規模」は統合する基準になるのではないか。

「適正規模」の範囲外の学校は、統合するのか。

「適正規模」は、新潟市としての「学校の規模の目安」であり、統合する基準ではない。

「適正規模」以外の学校は、「必ず再編する」とはしない。

「適正規模」の意味は、単に「一応の目安」か。

「適正規模」は、新潟市が「一生懸命に目指すもの」か。

「適正規模」は、再編後の学校を「確実にその範囲に収めるもの」か。

「適正規模」以外の中から、再編案をつくるべき範囲を考えていただきたい。
再編案をつくるべき範囲の学校を、対応すべき時期により、短期・中期・長期の学校に分けていただきたい。

(資料5 適正配置の検討基準について)

(2) 適正規模化で配慮する事項

小規模校のメリットはデメリットにもなる。

統合には、メリットもデメリットもある。

学校の規模にかかわらず、いずれにしてもメリット・デメリットは発生する。

適正規模化の留意事項として、配慮すべきことを入れていく。

統合は、地域の事情があるので、地域の意見を聞きながらやっていく作業だが、地域コミュニティとの関わりをどうするか。

学校を地域のシンボルで残そうとする。

学校は、地域に開かれて、地域が育て伝統をはぐくんでいるが、愛着はどうか。

小学校は、できるだけ歩いて通える方が良い。

友達と道草したりした時に身につけたことも、身につけてほしい。

通学は、安全面を考える必要がある。

通学の安全確保では、地域コミュニティとの関係もある。

スクールバスがある。

「学校再編」の方向性（素案）

「適正規模」以外の規模の学校の中から，再編を検討する範囲を決める。

再編は，地域の意見を聞きながら進めていく。

通学は，安全確保が課題である。

できるだけ歩いて通える方が良いが，スクールバスもある。